

入札注意事項

1. 次の各号に該当する入札は無効とする。
 - (1) 入札者として資格のない者のした入札（競争入札参加資格確認通知後、落札決定までの間に、日田市が発注する建設工事等の契約に係る競争入札参加者の資格を有するものに対する指名停止措置要領（以下「要領」という。）に基づく指名停止措置要件に該当するに至った者を含む。）
 - (2) 公告に示した競争参加資格要件を満たしていない者、満たさなくなった者又は虚偽の申請を行った者のした入札
 - (3) 談合を行ったと認められる者のした入札
 - (4) 競争入札に際し、不当に価格をせり上げ、又は引下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
 - (5) 同一の入札について二以上の入札をした者の入札
 - (6) 同一の入札について二以上の入札者の代理人となった者のした入札
 - (7) 入札金額の訂正に訂正印のない入札（紙入札の場合）
 - (8) 入札金額、くじ番号、住所、氏名その他入札要件を認定し難い入札
 - (9) 郵送による入札
 - (10) 市長が指定する認証方法を用いない者のした入札
 - (11) 契約担当者の使用に係る電子計算機に到達した入札金額等の電磁的記録が書き換えられた入札
 - (12) 開札予定日時までに、書面により「競争参加者としての資格を満たさなくなった（配置予定技術者の配置が困難となった場合等）」旨の申し出があった者のした入札
2. 競争入札参加資格確認通知後における落札決定の取消し又は契約解除の取扱い
 - (1) 競争入札参加資格確認通知後、契約締結までの間に、落札者が要領に基づく指名停止措置を受けた場合（要領に基づく指名停止措置要件に該当するに至った場合を含む。）等競争参加者としての資格を満たさなくなった場合は、落札決定を取消すものとする。
また、契約締結後に当該事実が判明した場合は、契約の解除を行うことができるものとする。
この場合、契約担当者は、落札決定の取消又は契約の解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
 - (2) 落札者は、競争入札参加資格確認通知後、要領に基づく指名停止措置要件に該当するに至った時は、契約担当者へ速やかに申し出ること。
3. 入札後に配置予定の技術者が配置できないこととなった場合は、開札予定日時までに発注者に対し、その旨を記した書面（任意様式）を提出すること。（入札は無効扱いとする。）
 なお、書面以外の方法及び開札予定日時後の申し出は受け付けない。
また、前記書面を提出することなく、落札者となり、配置予定技術者を配置することができない場合（病気・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ない場合は除く）は、指名停止要領に基づく指名停止を行う。
4. 入札回数は原則として1回までとし、落札者がいない場合は、随意契約又は指名替に移行するものとする。
5. 設計書等については添付資料を参照すること。
6. 最低制限価格等の取扱い 最低制限価格適用
7. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を持って落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
8. 競争入札参加の資格を受けた者は、入札書提出締切期限までは、入札を辞退することができる。また、辞退を理由として以後の指名等について不利益な扱いを受けるものではない。
9. 入札を辞退する者は、辞退届を提出すること。
10. やむを得ない事情により電子入札が入札期限までに行えない場合で、紙による入札を行う場合は、開札日前日の午後5時までに「紙入札方式参加届出書」を提出すること。
11. 電子入札の取扱いについては、日田市電子入札運用基準によるものとする。
12. 落札業者は、落札通知受領後、当日中に契約書類を日田市役所契約検査室に受け取りに来てください。

※ 内訳書の提出

入札時に入札書記載金額に合致した工事費内訳書を提出すること。表紙に工事名、入札金額、業者名を記入してください。「内訳書」は、一式表示の内容が判るレベルまでとし、様式は問わない。（提出しない者が入札した場合無効とする。）

「内訳書」を添付ファイル以外の方法で提出する場合は、別紙「媒体届出書」を電子ファイルで添付し入札を行い、「内訳書」は開札日の前日、午後5時までに契約検査室まで持参すること。また、「内訳書」は封筒に入れ封印すること。

※ 公共工事の施行にあたっては、排出ガス対策型建設機械を使用するとともに、可能な限り再生材を使用してください。